第5部 組織の変遷

_	688	_

第1章 概説

愛知県営水道・工業用水道の今日までの道のりを組織の面でみると、膨張していく事業への対応とそして合理 化、この繰り返しの歴史といってよい。

建設から維持管理へとわずかの期間で推移してきたなかで、企業としての効率性と給水の安全性というテーマ を問い続けてきた姿でもある。

水道建設事務局が設置されたのは、昭和32年4月である。

これより前、昭和28年頃から知事公室企画課総合開発第1係で愛知用水事業の関連として、上・工水の調査、計画を行っていたが、これは組織の誕生前史と言えよう。

これを含めて水道建設事務局時代までを創設期とすることができる。

そして昭和36年10月水道部が設置され、さらに拡張に伴う業務の拡大にそって、同45年4月水道局として改組し建設、維持管理の充実を図ってきた。

昭和55年4月、同じ地方公営企業法適用の企業局(用地造成事業)と合併して企業庁となり現在に至っている。平成23年4月1日現在の企業庁職員定数は、490名(用地関係も含む。)となっている。

組織変遷の節目を示すと次の通りである。

昭和32年度(1957) 水道建設事務局設置

昭和36年度(1961) 水道部設置

給水開始(工業用水S36年12月、上水S37年1月)

昭和45年度(1970) 水道局設置と出先機関の整備強化

昭和55年度(1980) 企業庁設置(水道局と企業局統合)

現在に至る。

第2章 水道建設事務局の設置

愛知用水事業への都市用水部門参加として、上水道専用施設工事のうち、県は愛知用水幹線水路からの取水、 浄水、送水に関する施設と配水池を建設することとなり、また、工業用水道専用施設工事としても取水、浄水、 配水施設を建設することとなった。

このため、前述した企画課内の作業から実施段階への移行として、昭和32年4月1日、総務部内に水道建設 事務局が設置された。

場所:県庁本庁舎2階中廊下の南側:管理課、北側:工事課

出先事務所:昭和32年8月1日、上野工区事務所(知多郡上野町役場内)と常滑工区事務所(常滑市鬼崎出

張所内)を開設

組織と人員;総務部所属

(昭和32年12月1日現在)

水道建設事務局長(事)41

管理課長(事) — 庶務係長(事) — 係員7(事)5(他)2 次長(事) ── 経営係長(事) ── 係員3(事)3

計画係長(技) — 係員4(事)2(技)1(他)1 工事課長(技)一

(技) 上水道係 ——— 係員3 (技) 3 11 工業用水係 ——— 係員1 (技) 1 技術補佐(技)

〔出先機関〕

一 設計係 ——— 係員3 (技) 3 事務所長(技)一

工務係長(技)—— 係員3(事)1(技)2

工務係長(技)—— 係員3(事)1(技)2

(注) 数字は所属現員で、(事) は事務、(技) は技術職員の略である。

職員定数50名であった。

愛知県としては、初めての水道事業であり、技術系の専門職員不足はいなめず、工事課長に建設省から大井上 宏氏を迎えたのを始め、全国から水道建設工事経験者を多数迎えた。当時は、水道施設の建設・拡張に伴う専門 技術者の移動が珍しくなかった頃でもあった。

企画部、土木部から移ってきた職員とともに、彼らは本庁、出先機関で中心的な役割を果した。

県営水道事業と並行して、受水市町村でも施設建設に追われた。同時竣工の必要があったためで、この指導調 整担当として各工事事務所(昭和33年4月工区事務所を改称)に技術職員が配置され、同時に衛生部、保健所 にも土木職員が配置された。

当時の工事事務所の構成は庶務、設計、工務の3係であった。

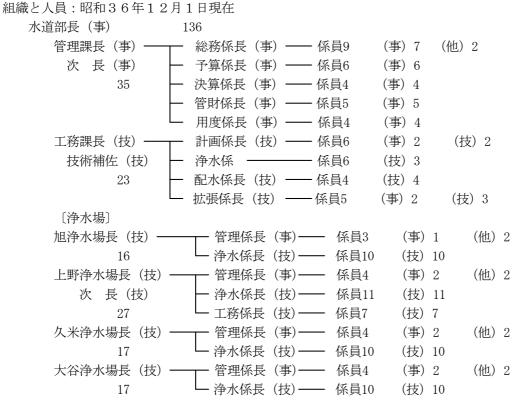
第3章 水道部への発展

第1節 水道部の発足と給水開始

昭和35年度には建設工事もほぼ完了し、給水開始を控えて同36年3月の愛知県議会において、水道・工業 用水道の給水条例が制定され、同36年10月には地方公営企業法の全面適用を受けることとなった。

昭和36年10月、水道建設事務局が廃止され、新たに総務部から独立して水道部が設置された。

場 所:県庁本庁舎1階中廊下の東南角



(注) 数字は所属現員で、(事) は事務、(技) は技術職員の略である。

給水開始は、工業用水道が昭和36年12月1日、上水道が同37年1月25日であった。

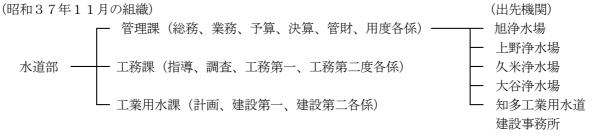
第2節 拡張体制づくり

1. 工業用水課の設置

名古屋南部工業地域における工業用水の需要量が急増したため、昭和36年度から工業用水道第2期事業に 着手した。

これに伴い昭和37年4月に工業用水課を、また同年11月には知多工業用水道建設事務所を設置した。

この工業用水道第2期事業では、今まで経験したことのない貯水池(佐布里池)と大規模な浄水場(知多浄水場)の建設が含まれており、組織の面でもこの点を十分配慮したものとなった。 当時の組織は、次の通りである。



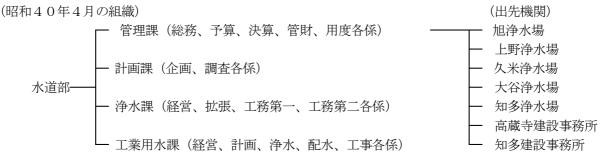
知多工業用水道建設事務所は庶務、調査、工事の3係となっていた。 職員定数203名(部長以下)であった。

2. 計画課の設置と浄水場等の増設

県の産業基盤整備政策により衣浦及び豊川の両地区において、大規模な工業用水の需要が予測されたため、 昭和40年4月、本庁に計画課を新設し将来の水需要並びに上・工水の基本計画事務の一元化を図ることとした。

一方、出先機関では昭和40年4月愛知用水工業用水道2期事業(知多浄水場及び佐布里池)の建設工事が竣工となり、従来の上野浄水場に加えて知多浄水場からも工業用水の給水が開始された。

また、日本住宅公団(当時)が春日井市に建設していた高蔵寺ニュータウンへの水道用水を供給するため、新たに高蔵寺建設事務所を設置した。



高蔵寺、知多建設事務所とも庶務、工事第一、工事第二の3係となっていた。 職員定数240名(部長以下)であった。

なお、維持管理強化のため、昭和41年4月に名和配水事務所を設置した。

第4章 水道局の設置と組織の拡充

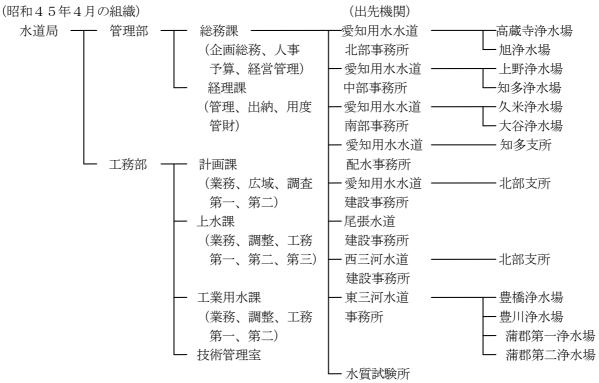
第1節 部制から局制へ

水道、工業用水道事業とも増大する水需要に対応するため、事業の拡張、新規事業の採択を進めるとともに、昭和45年から東三河水道用水供給事業並びに東三河工業用水道事業の営業を開始した。これは愛知用水地域以外への給水の始まりであり、広城的な管理組織へと衣替えしていく必要があった。同時に、愛知用水工業用水道事業(3期)の給水開始も加わった事情もあり、同45年4月から経済性と合理性を発揮し、経営管理体制の強化を図るため、水道部から水道局に改組した。

本庁では、管理部及び工務部の2部制とし、組織の明確化と責任体制の強化を図った。

このなかで、工事検査と設計等技術面の基準化のため、技術管理室が設置された。

一方、出先機関では愛知用水地域の浄水場の維持管理部門を強化させるため、北部、中部、南部に浄水場を統括する水道事務所を設置し、あわせて水源を含めた水質検査の強化と水処理方式の調査、研究、指導の充実を図るため、水質試験所を設置した。



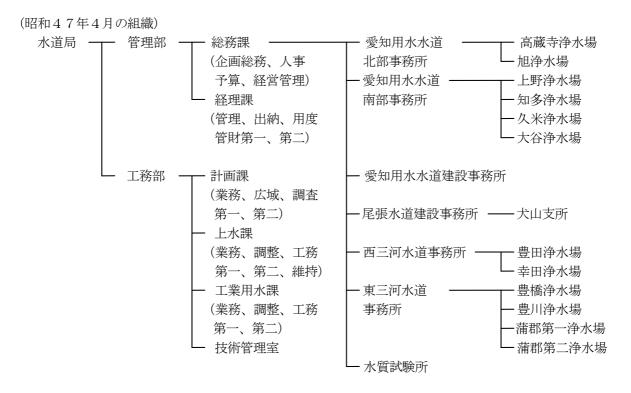
()内は係名

職員定数372名(局長以下)であった。

第2節 組織の確立

水道部が昭和36年度に発足して以来10年間を経て、水道、工業用水道事業とも飛躍的に拡大化し、特に水道事業では愛知用水水道用水供給事業をはじめ西三河、尾張、東三河各水道用水供給事業の4事業が給水体制を整え、三河山間部を除く県下全域へと発展してきた。

こうしたことから維持管理体制を整備強化して、適正な事業運営を図るため、昭和47年4月、愛知用水地域の出先機関のうち愛知用水水道中部事務所、同南部事務所、同配水事務所の3事務所を統合し、新たに愛知用水水道南部事務所とした。



()内は係名

職員定数439名(局長以下)であった。

なお、昭和49年4月、計画課と技術管理室が企画室として、愛知用水水道建設事務所も愛知用水水道南部事務所の建設課としてそれぞれ統合された。

名港導水路(海底トンネル)の建設のため、昭和50年4月に愛知用水水道南部事務所海底導水管路建設出張所として発足し、翌同51年4月に出張所が廃止され、名港導水路建設事務所として独立した。

第5章 企業庁の創設

第1節 企業局との統合

県行政の効率化から、愛知県では昭和53年度に本庁組織の6課室削減を断行するなど、従来から行政組織の 簡素合理化が進められていた。こうしたなかで企業局の所管する内陸用地造成事業と臨海用地造成事業は、当時 の経済情勢の変化により事業実施のペースが緩やかになり、企業局の組織を合理化する必要が生じてきた。

このため、同じ地方公営企業法の適用を受けている水道局との組織統合が検討され、企業としての経済性を発揮しつつ、管理部門を中心とした組織及び職員定数の合理化を図るため、水道局と企業局を廃止し、新しく昭和 55年4月1日企業庁を設置することになった。

第2節 企業庁の組織

1. 発足当初

企業庁の新しい組織は、水道局の総務課、経理課と企業局の総務課の3課を統合し、総務課、財務課の2課とする管理部内の合理化が図られた。

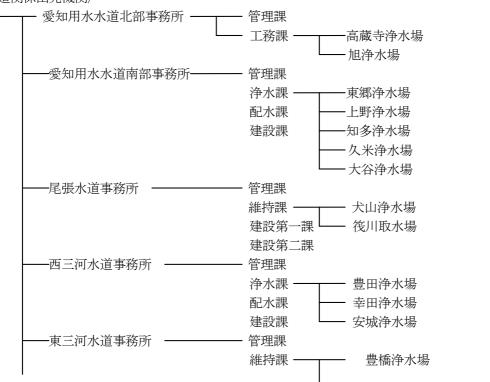
水道部内ではここに至るまでに出先機関の独立した建設事務所はすべてその役目を終わって水道事務所に統合されてきた。

(昭和55年4月の組織)

注) () は業務区分

昭和51年度より係制を廃止している。

〈水道関係出先機関〉





職員定数675名(用地部関係含む。)であった。

2. 組織の再編

(1) 給水開始後30年(平成3年現在)

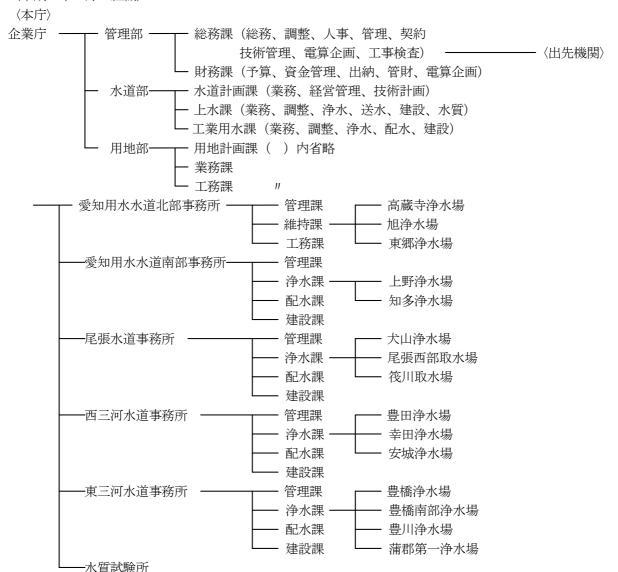
増大、多様化する用地需要に対応するため、用地造成事業における企画立案部門を拡充強化する必要から、 企業庁本庁組織の再編が検討された結果、平成2年4月、企画室を廃止し、水道部に水道計画課が、用地部に 用地計画課が新たに設置された。

これに伴い、従来、企画室が所管していた工事検査、技術管理の事務は管理部総務課に移された。 水道計画課は水道及び工業用水道事業にかかる水源と基本計画並びに経営管理の業務を所管することとなった。 なお、上水課、工業用水課は事業の実施部門(給水計画、維持管理、建設)として従来通りの業務を所管す

出先機関においても、平成3年4月、近い将来の管理構想と地理的な条件から東郷浄水場を愛知用水水道南 部事務所から同北部事務所の管轄に移した。

(平成3年4月の組織)

ることとされた。



職員定数682名(用地部関係含む。)である。

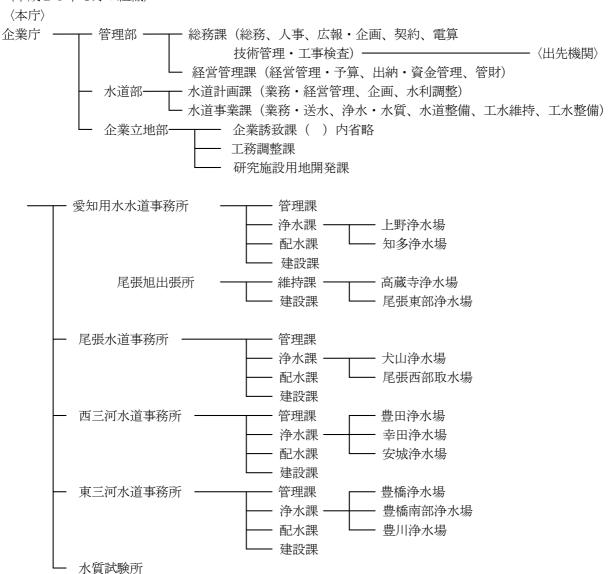
(2) 給水開始後50年(平成23年現在)

水道部組織の再編により、平成12年4月、上水課と工業用水課を水道事業課に統合した。用地部では、中部国際空港の前島等の造成のため、新空港関連事業部を新たに設置した。その後、開港とともに、新空港関連事業部を廃止し、同15年4月には、用地部を企業立地部に改名した。

出先機関においては、平成5年6月に旭浄水場が停止するとともに、新たに尾張東部浄水場が同月に稼働を 開始した。また、同19年2月には蒲郡浄水場が停止され、その後、跡地はポンプ場施設として稼働している。

「あいち行革大綱2005」において、「地方機関の組織・機構の見直し」の一環として、愛知用水水道北部事務所と愛知用水水道南部事務所の統合が位置付けられ、平成21年4月に両水道事務所を統合した。南部事務所は「愛知用水水道事務所」とし、北部事務所は「愛知用水水道事務所尾張旭出張所」と改名してスタートした。

(平成23年4月の組織)



職員定数490名(用地部関係含む。)である。

〈資料〉

年度別職員定数表

年度	職員定数	備考	年度	職員定数	備考
昭和32	50	水道建設事務局発足	昭和60	668	
33	84		61	668	
34	84		62	682	
35	120		63	682	
36	162	10月水道部発足	平成元	682	
37	189	10月4日.203に改正	2	682	
38	222		3	682	
39	231		4	682	
40	240		5	682	
41	240		6	682	
42	256		7	682	
43	276		8	682	
44	318		9	682	
45	372	水道局に改組	10	682	
46	421		11	682	
47	439		12	682	
48	449		13	695	
49	478		14	665	
50	500		15	626	
51	500		16	615	
52	510		17	562	
53	533		18	556	
54	540		19	548	
55	675	企業庁発足	20	559	
56	675		21	533	
57	675		22	504	
58	668		23	490	
59	668				

- 注1) 各年度4月1日現在のもの。(昭和36年度は10月1日現在)
 - 2) 昭和55年度以降、企業庁としての定数である。(用地部関係職員も含む。)

地方公営企業管理者の推移

期間	管 理 者
S36. 10. 1 ~ S38. 6. 30	公営企業管理者 副知事 鈴木慶太郎
S38. 7. 1 ~ S41. 12. 31	公営企業管理者 " 松尾信資
S42.1.1 ~ S44.3.31	管理者未設置
S44. 4. 1 ~ S45. 4. 15	公営企業管理者 水道部長所管
S45. 4. 16 ~ S55. 3. 31	公営企業管理者 水道局長所管
S55.4.1 ~ 現 在	公営企業管理者企業庁長所管

部局庁長の推移

		からり、人へり正力	
職名	氏 名	在職期間	備考
水道建設事務局長	松尾信資	S32. 4. 1–S35. 4. 15	水道建設事務局設置
IJ	鈴木茂雄	S35. 4. 16-S36. 9. 30	
水 道 部 長	鈴木茂雄	S36. 10. 1~S38. 4. 19	水道部設置
IJ	相 本 誠 一	S38. 4. 20~S40. 4. 15	
IJ	仲 谷 義 明	S40. 4. 16~S41. 4. 15	
IJ	村 田 敬次郎	S41. 4. 16-S43. 4. 15	
IJ	篠 塚 行 夫	S43. 4. 16~S45. 4. 15	
水 道 局 長	山口和夫	S45. 4. 16~S51. 3. 31	水道局設置
IJ	大 畑 昇一	S51. 4. 1-S53. 3. 31	
IJ	中村隆	S53. 4. 1~S55. 3. 31	
企 業 庁 長	中 村 隆	S55. 4. 1~S56. 6. 15	企業庁設置
IJ	神田一夫	S56. 6. 16~S57. 3. 31	
IJ	奥 野 高 嶺	S57. 4. 1-S62. 3. 31	
11	田上光大	S62. 4. 1∼H3. 3. 31	
IJ	丹 羽 皓 市	H3. 4. 1∼H4. 3. 31	
IJ	徳 安 武	H4. 4. 1∼H6. 3. 31	
IJ	加藤幸一	H6. 4. 1∼H8. 3. 31	
IJ	原田昌衛	H8. 4. 1∼H9. 3. 31	
IJ	松 島 淳 登	H9. 4. 1∼H10. 3. 31	
IJ	清 水 正 一	H10. 4. 1∼H13. 3. 31	
IJ	長谷川 信 義	H13. 4. 1~H14. 3. 31	
II.	村 瀬 良 久	H14. 4. 1∼H15. 3. 31	
II.	深谷憲彦	H15. 4. 1∼H17. 3. 31	
II.	福間克彦	H17. 4. 1∼H19. 3. 31	
II .	宮 島 寿 男	H19. 4. 1∼H21. 3. 31	
II .	山川利治	H21. 4. 1∼H24. 3. 31	

企業庁組織の現況(水道関係)

平成23年4月1日現在

名称	所 在 地	電話番号							
愛 知 県 企 業 庁									
水道部 水道計画課	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	052-954-6677							
水道事業課		052-954-6683							
愛知用水水道事務所	東海市大田町下浜田164-5	0562-33-2281							
上野浄水場	東海市名和町蕨山7	052-604-4132							
知多浄水場	知多市佐布里字西池の脇8	0562-55-3501							
愛知用水水道事務所尾張旭出張所	尾張旭市旭ヶ丘町森35	0561-53-2818							
高蔵寺浄水場	春日井市高森台一丁目10	0568-91-3902							
尾張東部浄水場	日進市米野木町南山489-4	0561-74-3071							
尾張水道事務所	一宮市昭和三丁目3-28	0586-45-1036							
犬山浄水場	犬山市大字犬山字東洞15	0568-61-5077							
尾張西部浄水場	稲沢市祖父江町大字祖父江字柳原86	0587-97-1176							
西三河水道事務所	安城市住吉町茅原8-2	0566-98-5651							
豊田浄水場	豊田市浄水町原山62	0565-45-1500							
幸田浄水場	額田郡幸田町大字坂崎字楠木23-4	0564-62-1450							
安城浄水場	安城市福釜町道田44	0566-75-3133							
東三河水道事務所	豊橋市東小鷹野二丁目9-1	0532-61-2836							
豊橋浄水場	豊橋市東小鷹野二丁目9-1	0532-61-9212							
豊川浄水場	豊川市平尾町五反田26-30	0533-87-3868							
豊橋南部浄水場	豊橋市老津町南山田1	0532-23-2200							
水 質 試 験 所	愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西48-265	0561-38-8677							

第3節 合理化

- 1. 県の行革の動き
 - (1) 愛知県行政改革推進計画(愛知県第三次行革大綱)

本県では、昭和41年度に行政合理化委員会を設置して以来、継続的に行政合理化に取り組んできた。特に同60年には第一次の行革大綱、平成7年には新行革大綱を策定し、これに基づき短期集中的な取組を行ってきた。

近年の我が国の行財政を取り巻く環境は極めて厳しく、政府は、国・地方を通じる行政改革や財政構造や 財政構造改革の推進に協力に取組んでいるところである。こうした状況にあって、平成9年11月14日に 自治省から、「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」(自治整第23号) が出された。

愛知県ではこれを受けて、平成10年3月2日の愛知県行政改革推進本部において、第三次行革大綱の基本方針を決定し、同10年12月21日に同11年度からの10年間を計画期間とする愛知県行政改革推進計画(愛知県第三次行革大綱)が策定された。

この一環として各部局では、第三次行革大綱の策定に向けて、次の取組み課題について、全ての領域を対象とし幅広く大胆な見直しを行い、具体的な合理化計画を作成することとなった。

- ① 事務事業の見直し
- ② 組織・機構の再編
- ③ 県関係団体の見直し
- ④ 定員及び給与等の適正管理
- ⑤ 行政の情報化等行政サービスの向上
- ⑥ 公の施設等の適正管理
- ⑦ その他の合理化

これらの個別取組み事項については、平成11年度から同13年度までの3年間に実施する "短期間個別取組み事項" と平成13年度までに実施できないが、今後約10年間(平成20年度まで)には実施する必要がある "長期個別取組み事項" とに区分して計画することとされた。

(2) あいち行革大綱2005

中部国際空港の開港や愛知万博の開催、市町村合併などの地方分権の進展、団塊の世代職員の大量退職を 迎えるといった県の行財政を取り巻く環境の急激な変化や危機的な財政状況といった課題があるなかで、今 回の行革大綱は、従来の行財政改革の延長ではなく、それを乗り越え、一層の飛躍を目指すための道筋、県 政運営の新たな仕組みを提示するものでなければならないとされた。

そこで県は、平成17年2月、分権改革、県庁改革、財政改革の3つの視点から積極的に改革に取り組み、 一層効率的で良質な行政サービスを提供する仕組みを整備していくものとし、「あいち行革大綱2005」 (計画期間:平成17年度~同22年度)を策定・公表した。

これにおける企業庁水道部における取組事項は次の通りである。

- ① 民間委託 (浄水場運転管理業務委託) の推進 (幸田・豊橋:平成20年度実施、高蔵寺:平成21年度 宝施)
- ② 蒲郡浄水場の豊川浄水場への統合(平成19年度実施)
- ③ 愛知用水水道北部事務所及び愛知用水水道南部事務所の統合(平成21年度実施)
- ④ 浄水場排水処理業務へのPFIの導入(高蔵寺・尾張東部・上野・知多:平成18年度実施)
- ⑤ 筏川取水場の無人化(平成20年度実施)
- (3) 愛知県第五次行革大綱

第三次行革大綱(平成11年度~)以降の10年余は、継続的に行革大綱を見直し、改革を推進してきたが、世界同時不況の深刻な影響と社会の大きな変化への対応、分権・協働型社会への対応、組織の能力・活力の維持向上と信頼の回復といった観点から、更なる改革の必要性が生じてきた。

こうした社会の変化が加速していく中、拡大するニーズに対応していくため、持続可能で質の高い行財政 体制の構築を目指すなど、県は、平成22年2月に「愛知県第五次行革大綱」(計画期間:平成22年度~ 同26年度)を策定・公表した。

これにおける企業庁水道部における取組事項は次の通りである。

① 民間委託(浄水場運転管理業務委託)の推進(上野、犬山:平成22年度実施)

② 浄水場排水処理業務へのPFIの導入(三河地域:平成23年度実施、尾張地域:平成22年度以降検 討)

2. 水道部合理化計画検討会

水道の受水団体や工業用水のユーザーが水道事業及び工業用水道事業の合理化に対して強い関心を示しており、これらへの説明責任にも配慮し、改めて幅広い観点から、水道部に「水道部合理化計画検討会」を設けて、当該水道部計画を基本として幅広い観点から合理化計画を検討することとした。

検討会の座長は水道計画課長、会員は水道部各課・水道事務所の維持管理関係部門の主幹・課長補佐とし、 平成10年8月21日に設置され、平成17年度で検討を終了した。

年度別に検討した主な内容は次の通りである。

○平成10年度

既に県行政改革推進計画(第三次行革大綱)で提案されている水道部計画を基本として、個別取組み事項の うち①事務事業の見直し、②組織・機構の再編、③県関係団体の見直しについて幅広い観点から改めて詳細に 合理化計画を検討した。

○平成11年度

本県の財政状況は依然として厳しい状況にあり、さらに企業庁では水道、工業用水道ともに料金改定を控えていたこともあり、より一層の経営面からの合理化に取組むものとし、送配水管理業務の見直し、工業用水の自動検針化、筏川取水場運転管理業務の民間委託、佐布里池管理要員の民間委託について検討した。

○平成12年度

安城浄水場運転管理業務の民間委託の実施方法について、水道部合理化計画の検討スケジュールに基づき進めることとした。

○平成13年度

平成16年度から予定されている送配水管路維持管理業務委託による合理化の実施方法について検討を行った。

○平成14年度

平成13年12月に決定された改定愛知県第三次行革大綱に基づき前倒しされた合理化計画の具体的実施方法について検討を行った。

- ・安城浄水場運転管理業務の民間委託については、危機管理、日勤業務量の実態等を把握するなど、充分な 検討を要するため、検討スケジュールに基づき進めることとした。
- ・浄水課及び浄水場日勤業務の見直しについては、平成 $16\sim17$ 年度の実施に向け、検討スケジュールに基づき進めることとした。
- ・愛北水道事務所と愛南水道事務所の統合については、平成17年度の実施に向け、検討スケジュールに基づき進めることとした。

○平成15年度

平成13年12月に決定された改定愛知県第三次行革大綱に基づき前倒しされた合理化計画の具体的実施 方法について次の通り検討を行った。

- ・平成16年度実施予定の「安城浄水場日勤業務の見直し」、「浄水場及び浄水場日勤業務の見直し」及び 「送配水管理業務の民間委託(管路点検委託)」については、前年度に引き続き検討を行った。
- ・平成17年度実施予定の「水道事務所[愛北と愛南]の統合」については、具体的実施方法の検討を行った。
- ・平成14年度に実施した「水質検査業務の合理化」と同15年度に実施した「浄水課及び浄水場日勤業務 の見直し」については、その対応方法の検討を行った。

○平成16年度

平成13年12月に決定された改定愛知県第三次行革大綱に基づき前倒しされた合理化計画の具体的実施方法について検討を行っているが、同17年度実施計画については既に実施方法まで具体化してあったので、今年度は次の通り検討を行った。

- ・新行革大綱(平成17年度)に対応する方策を検討するとともに、第3次行革大綱の合理化計画にある合理化策の見直し
- ・浄水場(水道)運転管理業務に民間委託を導入する方向性を打ち出すとともに、今後の導入スケジュール
- 愛知用水北部事務所と愛知用水南部事務所の統合の方法

○平成17年度

新たに平成17年2月に策定された「あいち行革大綱2005」(取組期間:平成17年度~同22年度)の計画を踏まえつつ、前年度の検討結果を受け、浄水場(水道)運転管理業務の民間委託、愛知用水北部事務所と愛知用水南部事務所の統廃合について検討を行った。

3. 個別案件の検討

(1) 水道部の本庁組織の再編(3課から2課へ)

平成10年に策定した第三次行革大綱の取組課題の一つである「組織・機構の再編」において、同11年度から今後3年以内に実施すべき事項の一部に、「知事部局の本庁部制については、現行の知事直轄2担当参事と11部の合わせて13部門の体制を8部の体制に再編する。(平成13年度)」と「出納事務局、企業庁及び各種行政委員会事務局の組織についても、知事部局に準じて簡素化に努める。(平成13年度)」が挙げられている。

県は、平成11年7月に開催された県議会行財政改革・地方分権調査特別委員会において、同13年度に予定していたのを1年前倒しして、13ある部を8つに統合するとともに、84ある課・室を1割程度削減する方針を明らかにした。

現行(平成11年度)の水道計画課、上水課、工業用水課の3課体制(54名)から2課(50名)体制に再編するものであるが、その検討段階においては、次の3案が検討された。

A案 水道計画課、事業課(又は水道管理課)

上工水に共通する企画、計画部門を強化し、今後の課題に効率的に取り組む

B案 水道管理課、水道工務課

上工間の縦割りを止め、維持、建設において事業間の融通を図り易くする

C案 上水課、工業用水課(又は企画工水課)

水道工水の各事業目的に沿った各々の事業展開を図りやすくする

平成11年11月に開催された愛知県行政改革推進本部(本部長:神田愛知県知事)において、同12年度からの新しい課室編成が決定された。それによれば、企業庁における本庁組織の再編は、「管理部財務課の所掌事務に経営管理業務を加え、名称を「経営管理課(仮称)」に改める。また、水道部の現行の3課体制(水道計画課、上水課、工業用水課)を2課(水道計画課、水道事業課(仮称))に再編する。」とされた。

(2) 愛知用水水道北部事務所と愛知用水水道南部事務所の統廃合について

「あいち行革大綱2005」において「地方機関の組織・機構の見直し」の一環として、愛知用水水道北部事務所19年までに実施することとされたことから、両水道事務所の統合を適確、効率的に実施していくため、統合後の組織形態等について検討を行うことを目的として「水道事務所統合検討会」を平成19年4月1日に設置した。

水道事務所統合検討会のメンバーは、座長は水道計画課長、副座長は水道計画課企画グループ主幹及び水道事業水道維持グループ主幹とし、その他会員は総務課総務人事グループ課長補佐、水道事業課工水維持建設グループ主幹及び業務営業調整グループ課長補佐、愛知用水水道北部事務所維持課長、愛知用水水道南部事務所配水課長で、両事務所の統合について、組織形態(体制)及び時期等に関する検討を行った。

なお、この両事務所の統合に関しては、別途、平成10年8月に設置された「水道部合理化検討会」(別 掲)において同15年度頃から検討が進められた。

① 統合に係る基本的考え方と組織形態について

統合後の新事務所は、南北約70kmの広範囲にわたる尾張東部・知多地域を所管することとなる。 愛北事務所関係の受水団体からは、遠隔の愛南事務所のみの場合、緊急時の対応に危惧があること、また、連絡調整が不便となることなどから、少なくとも支所を設置するべきであるとの強い要望が出された。 更に平成17年度の愛北事務所の委員監査においても、「市町の利便が損なわれないことを念頭に検討していってもらいたい」との意見を受けた。

したがって、既存施設を有効活用するなど、統合に係る事業費を極力抑制するとともに、(ア)事故・ 災害等発生時の危機管理対応、(イ)受水市町・事業所との連絡調整、(ウ)建設関係業務(工事設計監督、地元折衝等)などの事務遂行上、大きな支障が生じないような組織形態とする。

この基本的考え方に基づく組織形態は次の通りである。

○「本所及び出張所」を設置する。

行政改革の主旨から、ミニ事務所的な機能を有する「支所」ではなく、「出張所」を設置する。

○現在の愛南事務所に「本所」を設置する。

愛南事務所は、統合後の所管区域のほぼ地理的中心部に位置し、名古屋南部地区の工水受水事業所との連絡調整等に都合が良い。また、近年、庁舎の耐震補強工事を実施済みであることから、統合であることから、統合のために必要な改造等を行い、「本所」として活用する。

○現在の愛北事務所管内に「出張所」を設置する。

出張所において、現在、愛北事務所が所管している施設の管理を行う。また、愛北事務所関係の建設 事務についても当分の間、一定の工事量が想定されるため、出張所には建設課をも配置し、二課体制(維持課、建設課)で事務を遂行する。

なお、契約、経理、管財事務等についてはすべて本所において行うこととし、管理課は設置しない。

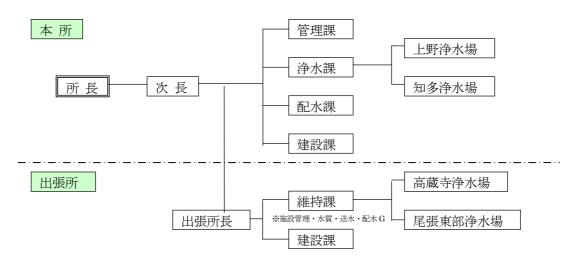


図5-1 統合事務所の組織体制

② 統合水道事務所の名称案の決定過程

平成20年度第1回水道事務所統合検討会において、統合水道事務所の名称案として、当初、「愛知用水水道事務所」、「愛知中央水道事務所」、「東尾張水道事務所」、「愛知知多水道事務所」、「尾張東部知多水道事務所」、「尾張東部水道事務所」、「県中央事務所」、「中央水道事務所」、「その他」、また、出張所の名称案は「尾張旭出張所」、「旭出張所」のたたき台が示された。審議した結果、一般県民の分かり易さ・親しみ易さ、所管地域をすべて表せる「愛知用水」という表現がよいなどの意見を踏まえ、「愛知用水」、「愛知中央」、「東尾張」、「愛知知多」に絞り込んだ。

その後、統合水道事務所の名称は、「名称が長くない」、「他水道事務所や浄水場の名称に影響を与えない」、「一般県民への印象(分かり易さ、親しみ易さ)」などの要素を勘案し、「愛知用水水道事務所」と「愛知知多水道事務所」に絞りこみ、3役相談した結果、今まで北部と南部とに分けて名称が付いていたものが、今回一つになったということで、北部と南部をとり愛知用水になるというのが素直でよいとの意見で、「愛知用水水道事務所」となった。

なお、出張所の名称は、他部局の県内出張所が事業名、建設施設名、地名が付けられていることから、「尾張旭出張所」とした。

③ 統合の時期

統合の検討は、「水道部合理化計画検討会」で検討が始まったが、最終的には平成20年度の時点において平成21年4月1日と決定された。

(3) 施設の廃止、無人化

第三次行革大綱では、県職員が直接行っている仕事でも、民間への委託により、同様な効果、サービス水準が維持できるものについては、積極的に民間委託を進めることとされており、当庁が所管している浄水場、取水場などの維持管理業務についても新たに民間委託又は非常勤職員などの活用を図ることと位置付けられた。これを踏まえ、平成12年度から筏川取水場の運転管理業務を民間に委託することになった。

さらに、平成20年度からは知多浄水場からの遠隔制御の導入により、同取水場の無人化を図った。 また、上水の旭ポンプ場、三好ヶ丘ポンプ場や工水の豊田ポンプ場、三好ポンプ場、幸田長嶺ポンプ場、 吉良友国ポンプ場、江南ポンプ場についてもそれぞれ遠隔制御による無人化を図った。

経営合理化の一環として、従来分散配置されてきた浄水場を統廃合するという考え方に基づき、平成19年2月に蒲郡浄水場を廃止した。

(4) 管路巡視業務の民間委託

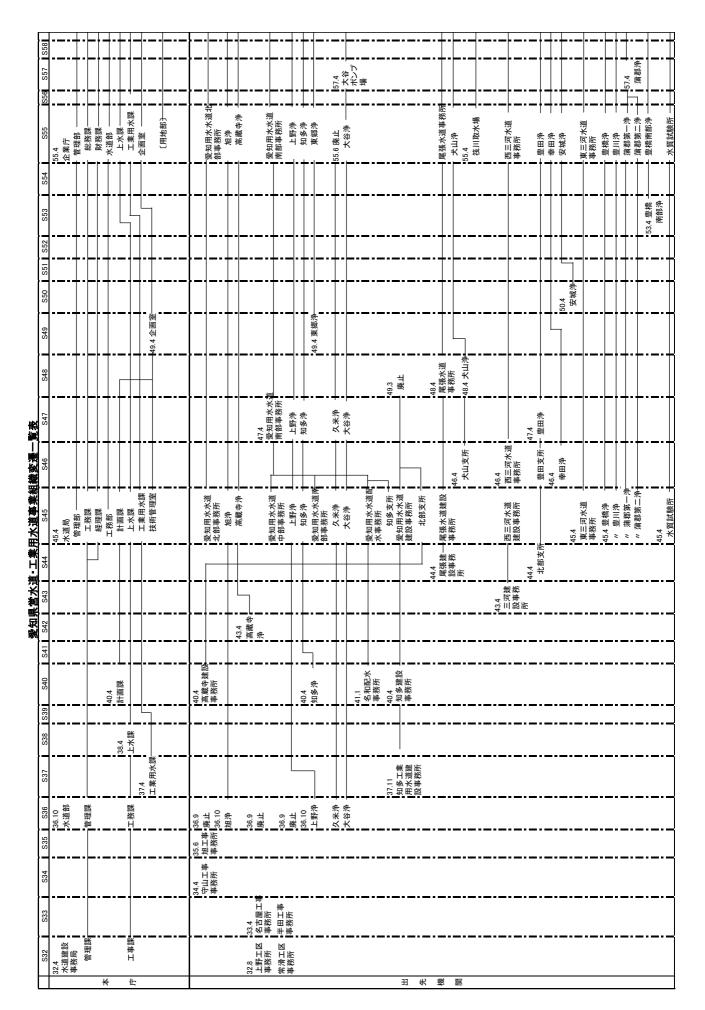
管路巡視業務の民間委託については、「第3部第3編第1章第5節1.管理体制(P417)」に記述したが、愛知用水水道南部事務所、尾張水道事務所、西三河水道事務所は平成16年度から、東三河水道事務所は同19年度から実施を図った。

なお、管路巡視業務の民間委託化にあたっては、水道部合理化検討会において、送配水管路外部施設の維持管理を外部委託することにより、管路や量水器の位置等外部施設に対する職員の見識が徐々に低下する可能性があり、緊急時に速やかな対応が出来なくなるケースも考えられるとの指摘もあった。

(5) 民間委託とPFI

浄水場の運転管理業務の民間委託については、「第3部第3編第1章第4節浄水場運転管理の民間委託(P415~)」に、排水処理業務へのPFI事業導入については、「第3部第3編第1章第3節浄水場排水処理とPFI事業の導入(P408~)」にそれぞれ記述したが、愛知県第三次行革大綱に基づき、浄水場の運転管理業務を民間へ委託することになり、筏川取水場は平成12年度、安城浄水場は同14年度に開始された。その後、同23年度までに、豊橋・幸田浄水場は同20年度から、高蔵寺浄水場は同21年度から、上野・犬山浄水場は同22年度から実施された。

なお、排水処理業務へのPFI事業導入については、愛知用水地域の浄水場は平成18年度から、三河地域の浄水場は同23年度から導入することとなった。



H22 H23			_						_			_	_						_			 治	在に	^간 (배	100				_													
H21 H2	[-	-							尾張旭出張所	_	-	-	愛知用水水道——	5 務別		-	-			 							_	-										. —		
H20	20.4	管理部	総務課	校四官理課人道部	水道計画課	- 水道事業課		[企業立地部]	-}			_	- 副戰中海	是	18/11		東៨十 -	一 知多净	_	-		 					尾張水道事務所	サヨドート国代書の選出を選出を	是7成四四十	-		-西二河水道丰黎宗	#0200		乗田 乗	安城等	-東三河水道	事務所	· 無 · 無 · · · · · · · · · · · · · · · ·	+	豊橋南部浄	出版
H19	-	Ī	Γ	Π	T				_¦		1	_		_]-	Ī				 					Ī			_					7-	Γ	_				T	
H16 H17 H18 H19		I										_		_					_																					不完		
H17	_	Ţ.																	_].]		
H16	_	.↓.	Ļ			<u> </u>		<u> </u>	_		_ _	_					╡.	<u>.</u>	_			 					ļ.,		_					_ .	╡.	<u> </u>	_		_		<u>.</u>	
H15								企業口地部																																		
H14		+	r	╅	T	1		Ĭ	-¦		7	_			1		1-	† -	_			 					† - ·	Ħ	7					-†	┪-	† -	_			-		
H13 H14		†	T			1			_			_]-	Ť	_			 					<u> </u>							_†]-	T	_			7	Ţ	
H12	-	<u> </u>	- H-			水道事業課 <mark>■</mark>			1						Ī		-																			Ī						
Ħ	_	†	<u> </u>		T				_¦		1	_		_]-	T	_			 						Γİ		_				_	7-	T	_			1	_	
H10								〔新空港関	[事業部]																					一型	!				-	Ī						
6Н		+	r	╁╅	+	-		<u>-</u> -	,,,		7	_			+		†-	†-	_			 					†- -	H	_	165				-†	┥-	-	_		H	-	+	
완		+	r	╅	T	1-			-		7	_			1		1-	† -	_			 					† - ·	Ħ	7	- †				-†	┪-	† -	_			-		
Н7		<u> </u>							Ī											-										3川導水路	建設事務所			-]							
_ .	-	. 4.	-		-	 _		.	_}		4	_	H		-		-	Ļ.	_			 					ļ. .	Ļ	_	東	制			_ .	١.	<u> </u>	-		-		. -	
9H			┝	╁┼		-			- }		4	_		- –	-		┨-	ᡶ-	_			 					ļ.,	H	_						┥-	-	_		-			
H5												一遊	医混击如选	¥ ¥																												
H4		+	t	$\dagger \dagger$	+	-			-		+	極	-	<u> </u>	+		-	†-	_			 					†- -	H	-					-†	┪-	+	- -		-	-	+	
Н3	L.	(●理部 十二	総務課	以 水道部 ★	水道計画課 ➡	上水課 十巻田 小舗		[田忠將]			1.	甲典 典則	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	+ # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	愛知用水水道	≸		₩ 表記	_	-		 				} # #	尾張水道事務所 ╇ ★ 11.3	人 阿瑞里斯斯				西三河水道 二苯苯甲苯甲			→ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	城 十	東三河水道	船	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	世	豊橋南部浄	出盤活躍子
- -	会	1 1	wit 0		· 	17			-}	Ħ	州	†	-			歷	1-	T	_			 					居5	K	光 铁			田田	<u> </u>	刪	#	₩	<u></u>	#	## ##	申無	## 	÷
H2	_		_		2.4 水道計画課		<u>_</u>	<u> </u>	_			+	_		1		ļ.	ļ.	_			 						_,				ļ. <u>.</u>		_ .	ļ.	_	_		_ _		<u>.</u>	
표		<u>.</u>	L	igert	_[-		_ļ			1			_ _		ļ.	<u> </u>	_			 					<u> </u>					ļ.		_ .	_	<u> </u>	_ _				<u>.</u>	
S63		<u>.</u>	Ļ	igert		_			_			1	_		_ _		ļ.	<u> </u>	_			 					ļ.,	L	Ц			. -		_ .	╡.	<u> </u>	_				<u>.</u>	
S61 S62 S63 H1	-	. ‡.	-	$ \downarrow $	-	 _		<u> </u>	_			+	_		- -		 	<u> </u>	_			 					ļ.,	$oxed{oxed}$	4	_		- -		_ .	┨-	<u> </u>	_ -		- -	-4	.	
S6	_	- ‡.	-	$\mid \downarrow \mid$	-	-	-+-	<u> </u>	-			+	_		-		↓ .	፟	_			 					ļ.,	Ļļ	,#	_		- -		-	┥-	-	-		-	.	_	
S60									_[80.4	年代出版	149												
S59		Ţ.	_			-			_ _}			$\prod_{i=1}^{n}$	_]-	Ţ 	_	ç	90.3	 					<u> </u>		_			- - -		- -] -					_		

_	708	_